

令和4年度 作州津山商工会 第4回理事会 次第

日時 令和5年3月24日(金) 午後2時～
場所 津山鶴山ホテル2階「鶴の間」

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 協議事項(書記:武縄)

- (1) 新規加入者の可否並びに脱会者の報告について・・・(資料1)
- (2) 令和4年度更正予算(案)について・・・(資料2)
- (3) 令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について・・・(資料3)
- (4) 商工会統一規程の一部改正(案)について・・・(資料4)
- (5) 作州津山商工会運営規約の一部改正(案)について・・・(資料5)
- (6) 役員研修会(案)について・・・(資料6)
- (7) 令和5年度職員体制(案)について・・・(資料7)

4. 報告事項

- (1) 商工会重点・主要事業及び組織目標の進捗状況について・・・(資料8)
- (2) 商工会基盤強化方針に係る取組状況について・・・(資料9)
- (3) 総代の改選について・・・(資料10)
- (4) 令和5年度市町村補助金の内示について・・・(資料11)

5. その他

(1) 次回の会議予定について

- *令和5年4月18日(火) 13時30分:三役会、15時30分:監査会 本部会館
- *令和5年4月24日(月) 14時:令和5年度第1回理事会 津山鶴山ホテル
- *令和5年5月16日(火) 14時:令和5年度総代会 津山鶴山ホテル

(2) 特別報奨金の授与について

(3) 新任職員(橘友美・大杉知奈美)の紹介について

(4) その他

6. 閉 会

令和4年度 会員の加入・脱会について

(令和4年12月8日～令和5年3月23日)

入会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地区	業種	備考	区分
1	2月16日	カラオケ喫茶ぽっと	土井祐子	久米 南方中	その他の飲食業	個人	法定
2							
3							
4							
5							
6							

脱会

NO	受付日	事業所名	代表者氏名	地区	業種	理由	区分
1	12月28日	(同)作州連合坪井農場	古川正男	久米 中北上	野菜小売業	廃業	法定
2	2月28日	藤井カッティング	藤井幸雄	久米 桑上	繊維製品製造業	廃業	法定
3	2月28日	高橋商店	高橋弘正	勝北 安井	食料品小売業	廃業	法定
4	2月28日	(有)松永建材	松永正樹	久米 地区外	建築材料卸売業	任意	特別
5	2月28日	大阪建具	藤田重雄	奈義 豊沢	家具製造業	廃業	法定
6	2月28日	為末大工	為末通弘	奈義 関本	大工工事業	廃業	法定
7	3月2日	(株)大栄 ポプラ津山加茂店	松元周二	加茂 桑原	コンビニエンスストア	廃業	法定

令和4年12月8日現在 会員数 677名

【内訳】

	勝北	加茂・阿波	久米	奈義	合計
法定	164	124	166	157	611
定款	7	7	2	9	25
特別	8	8	19	6	41
合計	179	139	187	172	677

加入 1名

脱会 7名

令和5年3月9日現在 会員数 671名

【内訳】

	勝北	加茂・阿波	久米	奈義	合計
法定	163	123	165	155	606
定款	7	7	2	9	25
特別	8	8	18	6	40
合計	178	138	185	170	671

令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで

I. 収入の部

(単位:円)

科 目		当初予算額	更正予算額	対比増減	備 考
分類	細 分類				
1. 補助金等収入		77,710,470	80,773,910	3,063,440	
	1. 県補助金 (人件費)	53,658,360	55,207,960	1,549,600	総計 55,207,960 俸給 28,002,600 扶養手当 1,089,180 地域手当 通勤手当 1,557,720 期末手当 9,757,250 期末手当加算分 315,650 寒冷地手当 住居手当 1,175,340 福利厚生費 5,947,840 超過勤務手当 480,000 特別調査研究費 698,940 福利環境整備費等 2,293,280 事務局長等設置費 3,890,160
	2. 県補助金 (事業費)	866,110	1,379,950	513,840	指導事業費 567,120 <資質向上対策事業費> 130,510 <特別研究指導費> 202,320 <指導施設建設費> <人材育成・経営安定強化事業費> <企画提案型・小規模事業者等支援事業費> 480,000
	3. 市町村補助金	22,386,000	22,386,000		津山市・奈義町
	4. 市町村補助金Ⅱ		1,000,000	1,000,000	津山市燃料料費等高騰対策申請支援補助金
	5. 連合会助成金				
	6. 全国連補助金				
	7. 全国連補助金Ⅱ	800,000	800,000		伴走型小規模事業者支援推進事業
	8. 全国連助成金				
	9. その他助成金				働き方改革推進支援助成金
	0				
2. 会費・手数料等収入		54,750,000	49,130,000	△ 5,620,000	
	1. 会 費	7,700,000	7,900,000	200,000	商工会費
	2. 特別賦課金	1,250,000	800,000	△ 450,000	会員親睦事業、役員研修 等
	3. 手 数 料	9,200,000	9,200,000		記帳代行手数料、労働保険 等
	4. 中小企業共済制度受託料	280,000	280,000		
	5. 商工貯蓄共済事業等受託料	550,000	550,000		
	6. 福祉共済事業受託料	2,050,000	2,600,000	550,000	
	7. 一般受託料	1,770,000	1,900,000	130,000	各種団体事務委託手数料
	8. 使 用 料	50,000	30,000	△ 20,000	会館・備品使用料
	9. 分 担 金				
	10. 加 入 金	100,000	170,000	70,000	
	11. 寄 付 金				
	12. 特別会計繰入金				
	13. 引当金繰入収入	28,700,000	23,000,000	△ 5,700,000	財政調整等引当金繰入 等
	14. 労働保険事務組合報奨金	2,000,000	2,000,000		
	15. 外国人技能実習生受入事業費	800,000	500,000	△ 300,000	
	16. 雑 収 入	300,000	200,000	△ 100,000	
3. 受託料収入		342,000	200,000	△ 142,000	
	1. 連合会指導事業受託料	342,000	200,000	△ 142,000	若手後継者等育成事業、中小企業大学校研修
	2. 景況調査受託料				
	3. 経営計画作成支援事業受託料				
4. 前期繰越収支差額		2,174,020	2,174,020		
	前期繰越収支差額	2,174,020	2,174,020		
合 計		134,976,490	132,277,930	△ 2,698,560	

Ⅱ. 支出の部 NO1

科 目		当初予算額	更正予算額	対比増減	備 考	
分類	細 分類					
1. 経営改善普及事業		72,951,801	75,355,967	2,404,166		
(1) 人件費合計		59,433,635	61,353,961	1,920,326		
	1. 俸 給	33,752,400	34,334,600	582,200		
	2. 扶養手当	1,080,000	1,197,000	117,000		
	3. 地域手当					
	4. 通勤手当	1,984,800	1,971,867	△ 12,933		
	5. 期末手当	12,690,035	13,627,094	937,059	期末手当 期末手当加算分	13,246,779 380,315
	6. 寒冷地手当					
	7. 住居手当	1,136,400	1,433,400	297,000		
	8. 福利厚生費	8,190,000	8,190,000			
	9. 超過勤務手当	600,000	600,000			
	10. 福利環境整備費等	4,698,210	4,698,210		経営指導員 補助員 記帳専任職員 育休休業等代替派遣職員	2,845,710 368,010 1,484,490
	11. 事務局長等設置費	4,851,476	4,851,476		事務局長設置費	
人件費総計		68,983,321	70,903,647	△ 1,920,326		
(2) 指導事業費		3,968,480	4,452,320	483,840		
	1. 指導事業費	3,500,000	3,500,000		指導事務費 金融指導事務費 講習会開催費 (集団指導) (個別指導) 謝金	2,300,000 300,000 200,000 700,000
	2. 研修旅費	150,000	150,000		研修会出席旅費(県) 一般研修会(役職員研修会) 情報化推進要員研修会(パソコン研修会)	100,000 20,000 30,000
	3. 研修事業費	120,000	120,000		経営指導員研修(基礎Ⅰ「税務・財務診断」) 経営指導員研修(基礎Ⅱ「経営診断基礎」) 経営指導員研修(基礎Ⅰ「税務・財務診断」)東京 経営指導員研修(基礎Ⅱ「経営診断基礎」)東京 経営指導員研修(専門・上級)広島3日 経営指導員研修(専門・上級)関西3日 経営指導員研修(基礎Ⅱ「経営診断基礎」)東京 診断士養成コース(6ヶ月)	120,000
	4. 特別研究指導費	198,480	202,320	3,840	主席経営指導員 主任経営指導員	138,720 63,600
	5. 指導施設建設費					
	6. 人材育成・経営安定強化事業費				地域活性化リーダー等育成事業 小規模事業者経営安定強化支援事業 創業人材育成支援事業	
	7. 企画提案型・小規模事業者等支援事業費		480,000	480,000	追加分	480,000
事業費合計		3,968,480	4,452,320	483,840		
2. その他の経営改善普及事業		800,000	800,000			
	1. 小企業等経営改善融資事務費					
	・ 全国展開支援事業					
	・ 伴走型小規模事業者支援事業	800,000	800,000		伴走型小規模事業者支援事業	
3. 地域総合振興事業費		15,040,000	14,120,000	△ 920,000		
	1. 総合振興費	2,500,000	2,650,000	150,000	総代会 等	
	2. 商業振興費	3,000,000	3,000,000		商業部会活動費 等	
	3. 工業振興費	500,000	500,000		工業部会活動費 等	
	4. 観光対策費	80,000	80,000			
	5. 建設振興費					
	6. 金融対策費	30,000	30,000			
	7. 経営税務対策費	250,000	250,000			
	8. 労務対策費	520,000	650,000	130,000		
	9. 福利厚生対策費	1,200,000	1,300,000	100,000	会員親睦事業 等	
	10. 青年・女性対策費	1,800,000	2,000,000	200,000		
	11. 商工貯蓄共済事業等推進費	60,000	60,000		貯共・福祉共済・経営者年金・特退共	

II. 支出の部 NO2

科 目		当初予算額	更正予算額	対比増減	備 考
分類	細 分類				
	12. 一般共済事業推進費	30,000	30,000		小規模・倒産防止・中退金
	13. 検定事業推進費				
	14. 情報対策費	120,000	120,000		
	15. 記帳機械化等対策費	1,750,000	1,750,000		
	16. 外国人技能実習生共同受入事業	800,000	500,000	△ 300,000	
	17. 物産展開催費	1,200,000		△ 1,200,000	
	18. 勝北地区振興費	300,000	300,000		
	19. 加茂地区振興費	300,000	300,000		
	20. 奈義地区振興費	300,000	300,000		
	21. 久米地区振興費	300,000	300,000		
	. 特別会計繰出金				
4.	受託事業費	440,000	250,000	△ 190,000	
	1. 連合会指導事業受託推進費	440,000	250,000	△ 190,000	若手後継者等育成事業、中小企業大学校研修
	2. 景況調査受託事業費				
	3. 経営計画作成支援受託事業費				
5.	管 理 費	19,360,000	18,860,000	△ 500,000	
	1. 職員人件費	2,400,000	2,500,000	100,000	
	2. 旅 費	250,000	250,000		
	3. 事 務 費	2,500,000	2,500,000		
	4. 家 屋 費	4,500,000	4,500,000		
	5. 会 議 費	1,400,000	1,400,000		
	6. 渉 外 費	400,000	400,000		
	7. 福利厚生費	700,000	700,000		
	8. 負 担 金	3,200,000	3,200,000		
	9. 会長退任慰労金	100,000	100,000		
	10. 役員研修費	1,000,000		△ 1,000,000	
	11. 退職給与引当費				
	12. 支払利息	10,000	10,000		
	13. 消耗備品費				
	14. 租税公課	1,000,000	1,200,000	200,000	
	15. 広報費	600,000	600,000		
	16. 車両費	1,200,000	1,400,000	200,000	
	. 雑 費	100,000	100,000		
6.	資 産 取 得 支 出		1,500,000	1,500,000	
	1. 土地建物支出				
	2. 車両運搬具支出		1,500,000	1,500,000	
	3. 器具備品支出				
	4. 有価証券支出				
	5. 権利金等支出				
	6. その他の資産取得支出				
7.	繰 入 引 当 支 出	26,216,000	21,216,000	△ 5,000,000	
	1. 財政調整引当費	25,000,000	20,000,000	△ 5,000,000	
	2. 備品購入引当費				
	3. 会館修繕引当費				
	4. 会館建設引当費				
	5. 資産取得引当費				
	6. 勝北地区振興引当費	292,000	292,000		
	7. 加茂地区振興引当費	284,000	284,000		
	8. 久米地区振興引当費	320,000	320,000		
	9. 奈義地区振興引当費	320,000	320,000		
8.	予 備 費	168,689	175,963	7,274	
	1. 給与調整費	100,000	100,000		
	2. 予 備 費	68,689	75,963	7,274	
次期繰越収支差額					
合 計		134,976,490	132,277,930	△ 2,698,560	

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

I. 収入の部

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	対比増減	備 考	
分類	細 分類					
1. 補助金等収入		79,093,910	77,710,470	1,383,440		
	1. 県補助金 (人件費)	55,207,960	53,658,360	1,549,600	総計	55,207,960
					俸給	28,002,600
					扶養手当	1,089,180
					地域手当	
					通勤手当	1,557,720
					期末手当	9,757,250
					期末手当加算分	315,650
					寒冷地手当	
					住居手当	1,175,340
					福利厚生費	5,947,840
					超過勤務手当	480,000
					特別調査研究費	698,940
					福利環境整備費等	2,293,280
					事務局長等設置費	3,890,160
	2. 県補助金 (事業費)	899,950	866,110	33,840	指導事業費	567,120
					<資質向上対策事業費>	130,510
					<特別研究指導費>	202,320
					<指導施設建設費>	
					<人材育成・経営安定強化事業費>	
					<企画提案型・小規模事業者等支援事業費>	
	3. 市町村補助金	22,386,000	22,386,000		津山市・奈義町	
	4. 市町村補助金Ⅱ					
	5. 連合会助成金					
	6. 全国連補助金					
	7. 全国連補助金Ⅱ	600,000	800,000	△ 200,000	伴走型小規模事業者支援推進事業	
	8. 全国連助成金					
	9. その他助成金					
2. 会費・手数料等収入		48,580,000	54,750,000	△ 6,170,000		
	1. 会 費	7,900,000	7,700,000	200,000	商工会費	
	2. 特別賦課金	1,300,000	1,250,000		会員親睦事業、役員研修 等	
	3. 手 数 料	9,200,000	9,200,000		記帳代行手数料、労働保険 等	
	4. 中小企業共済制度受託料	280,000	280,000			
	5. 商工貯蓄共済事業等受託料	550,000	550,000			
	6. 福祉共済事業受託料	2,400,000	2,050,000	350,000		
	7. 一般受託料	1,900,000	1,770,000	130,000	各種団体事務委託手数料	
	8. 使 用 料	30,000	50,000	△ 20,000	会館・備品使用料	
	9. 分 担 金					
	10. 加 入 金	120,000	100,000			
	11. 寄 付 金					
	12. 特別会計繰入金					
	13. 引当金繰入収入	22,500,000	28,700,000	△ 6,200,000	財政調整等引当金繰入 等	
	14. 労働保険事務組合報奨金	2,100,000	2,000,000			
	15. 外国人技能実習生受入事業費	0	800,000	△ 800,000		
	16. 雑 収 入	300,000	300,000	0		
3. 受託料収入		342,000	342,000			
	1. 連合会指導事業受託料	342,000	342,000		若手後継者等育成事業、中小企業大学校研修	
	2. 景況調査受託料					
	3. 経営計画作成支援事業受託料					
4. 前期繰越収支差額		2,174,020	2,174,020			
	前期繰越収支差額	2,174,020	2,174,020			
合 計		130,189,930	134,976,490	△ 4,786,560		

II. 支出の部 NO1

科 目		本年度予算額	前年度予算額	対比増減	備 考	
分類	細 分類					
1. 経営改善普及事業		74,875,967	72,951,801	1,924,166		
(1) 人件費合計		61,353,961	59,433,635	1,920,326		
	1. 俸 給	34,334,600	33,752,400	582,200		
	2. 扶養手当	1,197,000	1,080,000	117,000		
	3. 地域手当					
	4. 通勤手当	1,971,867	1,984,800	△ 12,933		
	5. 期末手当	13,627,094	12,690,035	937,059	期末手当 期末手当加算分	13,246,779 380,315
	6. 寒冷地手当					
	7. 住居手当	1,433,400	1,136,400	297,000		
	8. 福利厚生費	8,190,000	8,190,000			
	9. 超過勤務手当	600,000	600,000			
	10. 福利環境整備費等	4,698,210	4,698,210		経営指導員 補助員 記帳専任職員 育休休業等代替派遣職員	2,845,710 368,010 1,484,490
	11. 事務局長等設置費	4,851,476	4,851,476		事務局長設置費	
人件費総計		70,903,647	68,983,321	1,920,326		
(2) 指導事業費		3,972,320	3,968,480	3,840		
	1. 指導事業費	3,500,000	3,500,000		指導事務費 金融指導事務費 講習会開催費 (集団指導) (個別指導) 謝金	2,300,000 300,000 200,000 700,000
	2. 研修旅費	150,000	150,000		研修会出席旅費(県) 一般研修会(役職員研修会) 情報化推進要員研修会(パソコン研修会)	100,000 20,000 30,000
	3. 研修事業費	120,000	120,000		経営指導員研修(基礎Ⅰ「税務・財務診断」) 経営指導員研修(基礎Ⅱ「経営診断基礎」) 経営指導員研修(基礎Ⅰ「税務・財務診断」)東京 経営指導員研修(基礎Ⅱ「経営診断基礎」)東京 経営指導員研修(専門、上級)広島3日 経営指導員研修(専門、上級)関西3日 経営指導員研修(基礎Ⅱ「経営診断基礎」)東京 診断士養成コース(6ヶ月)	120,000
	4. 特別研究指導費	202,320	198,480	3,840	主席経営指導員 主任経営指導員	138,720 63,600
	5. 指導施設建設費					
	6. 人材育成・経営安定強化事業費				地域活性化リーダー等育成事業 小規模事業者経営安定強化支援事業 創業人材育成支援事業	
	7. 企画提案型・小規模事業者等支援事業費					
事業費合計		3,972,320	3,968,480	3,840		
2. その他の経営改善普及事業		600,000	800,000	△ 200,000		
	1. 小企業等経営改善融資事務費					
	・ 全国展開支援事業					
	・ 伴走型小規模事業者支援事業	600,000	800,000	△ 200,000	伴走型小規模事業者支援事業	
3. 地域総合振興事業費		13,170,000	15,040,000	△ 1,870,000		
	1. 総合振興費	2,600,000	2,500,000	100,000	総代会 等	
	2. 商業振興費	2,500,000	3,000,000	△ 500,000	商業部会活動費 等	
	3. 工業振興費	850,000	500,000	350,000	工業部会活動費 等	
	4. 観光対策費	80,000	80,000			
	5. 建設振興費					
	6. 金融対策費	30,000	30,000			
	7. 経営税務対策費	250,000	250,000			
	8. 労務対策費	600,000	520,000	80,000		
	9. 福利厚生対策費	1,300,000	1,200,000	100,000	会員親睦事業 等	
	10. 青年・女性対策費	1,800,000	1,800,000			
	11. 商工貯蓄共済事業等推進費	60,000	60,000		貯共・福祉共済・経営者年金・特退共	

II. 支出の部 NO2

科 目		本年度予算額	前年度予算額	対比増減	備 考
分類	細 分類				
	12. 一般共済事業推進費	30,000	30,000		小規模・倒産防止・中退金
	13. 検定事業推進費				
	14. 情報対策費	120,000	120,000		
	15. 記帳機械化等対策費	1,750,000	1,750,000		
	16. 外国人技能実習生共同受入事業費		800,000	△ 800,000	
	17. 物産展開催費		1,200,000	△ 1,200,000	
	18. 勝北地区振興費	300,000	300,000		
	19. 加茂地区振興費	300,000	300,000		
	20. 奈義地区振興費	300,000	300,000		
	21. 久米地区振興費	300,000	300,000		
	. 特別会計繰出金				
4.	受託事業費	300,000	440,000	△ 140,000	
	1. 連合会指導事業受託推進費	300,000	440,000	△ 140,000	若手後継者等育成事業、中小企業大学校研修
	2. 景況調査受託事業費				
	3. 経営計画作成支援受託事業費				
5.	管 理 費	19,860,000	19,360,000	500,000	
	1. 職員人件費	2,500,000	2,400,000	100,000	
	2. 旅 費	250,000	250,000		
	3. 事 務 費	2,500,000	2,500,000		
	4. 家 屋 費	4,500,000	4,500,000		
	5. 会 議 費	1,400,000	1,400,000		
	6. 渉 外 費	400,000	400,000		
	7. 福利厚生費	700,000	700,000		
	8. 負 担 金	3,200,000	3,200,000		
	9. 会長退任慰労金	100,000	100,000		
	10. 役員研修費	1,000,000	1,000,000		
	11. 退職給与引当費				
	12. 支払利息	10,000	10,000		
	13. 消耗備品費				
	14. 租税公課	1,200,000	1,000,000	200,000	
	15. 広報費	600,000	600,000		
	16. 車両費	1,400,000	1,200,000	200,000	
	. 雑 費	100,000	100,000		
6.	資 産 取 得 支 出				
	1. 土地建物支出				
	2. 車両運搬具支出				
	3. 器具備品支出				
	4. 有価証券支出				
	5. 権利金等支出				
	6. その他の資産取得支出				
7.	繰 入 引 当 支 出	21,216,000	26,216,000	△ 5,000,000	
	1. 財政調整引当費	20,000,000	25,000,000	△ 5,000,000	
	2. 備品購入引当費				
	3. 会館修繕引当費				
	4. 会館建設引当費				
	5. 資産取得引当費				
	6. 勝北地区振興引当費	292,000	292,000		
	7. 加茂地区振興引当費	284,000	284,000		
	8. 久米地区振興引当費	320,000	320,000		
	9. 奈義地区振興引当費	320,000	320,000		
8.	予 備 費	167,963	168,689	△ 726	
	1. 給与調整費	100,000	100,000		
	2. 予 備 費	67,963	68,689	△ 726	
次期繰越収支差額					
合 計		130,189,930	134,976,490	△ 4,786,560	

令和5年度 事業計画書（案）

重点項目

1. 新型コロナの影響を克服する小規模事業者支援
2. 経営環境に対応するための事業継続力強化
3. 第2期経営発達支援計画の着実な実施

1. 新型コロナの影響を克服する小規模事業者支援・・・重点事業

- 不可逆的变化に立ち向かう経営者への支援
 - ・本質的な経営課題解決に向けた伴走支援の実施
 - ・価格高騰を乗り越える資金繰り支援
- ポストコロナに向けた環境整備・再起の支援
 - ・事業再構築によるビジネスモデルの転換支援
 - ・地域消費喚起対策「プレミアム商品券」の発行
- DXによる事業者のビジネスモデルの変革支援
 - ・DXの普及啓発・IT活用による業務効率化の支援
 - ・ITベンダーとの連携によるネットワーク・インフラ整備の支援

2. 経営環境に対応するための事業継続力強化支援・・・重点事業

- 感染症・災害に対応する事業継続計画「BCP」策定支援
 - ・業種に応じた事業継続力強化計画の作成支援
 - ・様々なリスクに対応した組織作りの支援
- リスクマネジメント力の向上のための共済推進
 - ・共済を利用した全方位型の支援
 - ・関係機関と連携した共済制度普及推進

3. 第2期経営発達支援計画の着実な実施・・・重点事業

- 経営力再構築型伴走支援の展開
 - ・地域動向調査等の実施による経営環境の集計・分析
 - ・経営分析、計画策定、フォローアップを通じた自走化支援
- 創業・経営革新等の支援による事業者創出と業績拡大
 - ・後継人材の育成と地域内創業の推進支援
 - ・経営革新による新たなビジネスモデルへの転換支援

I 経営改善普及事業

○経営・事業承継・創業・金融・税務・情報化・労働・取引・リスクマネジメントに係る基礎的な経営支援

○各種相談会・専門家派遣の実施

(1) 基礎的経営支援

- ・経営分析、計画策定、フォローアップなどの経営全般の支援
- ・経営革新、経営改善、経営力向上、先端設備導入計画などの計画策定支援
- ・各種補助金申請に繋がる計画策定支援
- ・6次産業化事業計画、各省庁の補助金申請に繋がる計画策定支援

(2) 事業承継及び創業の推進支援

- ・津山市・奈義町と一体になった特定創業支援事業の実施
- ・各種補助金等を活用した事業承継の推進
- ・事業承継計画・創業計画の策定支援

(3) 金融支援

- ・岡山県信用保証協会と伴走型の支援帯構築
- ・日本政策金融公庫等と連携した支援
- ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経資金）の推進
- ・各金融機関、行政と連携した融資制度等への斡旋

(4) 税務・経理支援

- ・インボイス制度、改正電子帳簿保存法の周知と運用の支援
- ・青色申告等の決算及び申告に関する指導
- ・「小規模支援システム」MOMOによる記帳代行の実施
- ・津山税務署及び中国税理士会津山支部との連携

(5) 情報化支援

- ・業種別IT診断の実施
- ・IT利活用による生産性向上支援
- ・企業情報の発信システム（GOOPE）導入支援

(6) 労働支援

- ・労働保険・各種助成金に関する情報提供及び基礎的支援
- ・労働保険事務組合による事務代行

(7) 取引支援

- ・国内の物産展・商談会の出展による販路拡大支援
- ・海外展開のための物産展等の参加に係る販路拡大支援
- ・取引企業の信用調査と情報提供（帝国データバンク・東京商工リサーチ等）

(8) リスクマネジメント支援

- ・商工貯蓄共済・会員福祉共済の推進
- ・企業共済、中退共、倒産防止共済の推進
- ・BCPに係る各種共済制度の推進

II 地域及び地域経済の持続的発展支援

○作州津山商工会 事業継続力強化支援計画の実施

- ・災害リスクの認識とBCP（事業継続力強化計画）認定支援
- ・災害リスクに対する情報発信と情報網の整備
- ・関係機関との情報共有による連携強化

○販売機会及びにぎわいの創出による販路開拓支援

- ・商品企画から販売戦略までを一体化した商品開発支援
- ・商工会マルシェ（対面・非対面）による販路開拓支援
- ・クラウドファンディングを活用した販路開拓支援

○行政（津山市・奈義町）、関係機関との交流、協調

- ・行政等への意見具申・陳情
- ・行政との座談会の実施
- ・美作国商工団体連絡協議会への協力

III 商工会組織力強化と支援体制の整備

○「商工会のあり方」指針に基づく体制構築と取り組み

- ・デジタル化社会に対応したネットワーク体制の構築
- ・自主財源確保による財政力の強化

○会員加入推進による組織力強化

- ・提案型広域連携事業の実施
- ・商工会活動浸透率の向上のため非会員への定期訪問
- ・地域内事業所の情報収集と状況調査実施

○会員相互の連携強化

- ・会員親睦事業の実施
- ・会員交流ゴルフ大会の実施

IV 次代を担う地域人材の育成（青年部・女性部）

- ・提案公募型事業の企画・実施
- ・資質向上に係る講習会・研修会の実施
- ・部員相互の親睦・交流活動の実施
- ・自主運営事業の実施

V 商業振興事業（商業部会）

- ・共通商品券「はばたき」の発行
- ・共通商品券「はばたき」HPの運用
- ・共通商品券「はばたき」加盟店の販路開拓支援
- ・地域資源等の育成（晴れのめぐみ認証事業等）
- ・管内業者の相互交流及び情報交換の推進
- ・合同視察研修会の実施

VI 工業振興事業（工業部会）

- ・地域課題解決事業の実施
- ・製造業者紹介事業の実施
- ・空き家対策事業の実施
- ・管内業者の相互交流及び情報交換の推進

VII 観光振興事業

- ・管内で実施される観光関連事業への協力
- ・行政・観光協会との協力・協調

VIII 情報化推進事業

- ・小規模支援システムの活用強化
- ・SMSを利用した会員情報網の構築
- ・経営計画作成動画の作成と活用
- ・WEBを活用した講習会・相談会の実施

IX 広報活動事業

- ・会報「商工会だより」の発行 7月、12月
- ・商工会の日（6月10日）PRチラシの発行
- ・作州津山商工会HPの整備と運用

【県連、商工会統一】給与規程の一部改正（案）について

1 改正理由

①県給与条例の改正により俸給表、期末手当が改正となったため。

参考資料 岡山県給与関係改正の概要等

《令和4年度》

(1) 俸給表の改正（令和4年4月1日）

・若年層を対象とした俸給表の改定

(2) 期末、勤勉手当の改正（令和4年12月1日）

年間支給割合を0.1月分引上げ（4.3月分⇒4.4月分）

①6月支給の勤勉手当の引上げ

0.95月⇒1.0月（勤勉手当）

②12月支給の勤勉手当の引上げ

0.95月⇒1.0月（勤勉手当）

※ただし、令和4年12月支給の勤勉手当については1.05月分

(3) 再任用指導員及び再任用職員にかかる期末、勤勉手当の改正

（令和4年12月1日）

年間支給割合を0.05月分引上げ（2.25月分⇒2.3月分）

①6月支給の勤勉手当の引上げ

0.45月⇒0.475月（勤勉手当）

②12月支給の勤勉手当の引上げ

0.45月⇒0.475月（勤勉手当）

※ただし、令和4年12月支給の勤勉手当については0.5月分

2 改正内容

上記内容に基づいた別表1、別表13の改正

商工会統一給与規程の一部改正（案）について

- 1 改正理由 ①商工会等職員の定年引上げに伴う改正（第 19 条、第 19 条の 2、別表 7-1、別表 7-2）
- 2 改正箇所 新旧対照表のとおり

旧	新
給 与 規 程 (案)	(同左)
第 1 章 総 則	(同左)
(略)	
第 2 章 俸 給	(同左)
(略)	
(新設)	<u>(60 歳に達した職員の俸給月額)</u>
(新設)	<u>第 19 条 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（以下特定日という。）以後、職員の俸給月額は当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員が 60 歳に達した日の属する年度末に受ける級・号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする。</u>
(新設)	<u>2 管理監督職勤務上限年齢制により降任をされた職員については、特定日以降、降任をされた後の級・号俸に応じた俸給月額を 7 割とした上で、降任等をされる前の俸給月額の 7 割と降任をされた後の俸給月額の 7 割との差額を管理監督職勤務上限年齢調整額として支給する。</u>
(新設)	<u>(管理監督職上限年齢制による降任に伴う降格の場合の級・号俸)</u>
(新設)	<u>第 19 条の 2 服務規程第 12 条の 4 により格付けされた者の級・号俸は、別表 7-2 の降格時号俸対応表により定める。</u>

第3章 扶養手当

(扶養手当)

第19条

(扶養親族の届出)

第20条

第4章 諸手当 (扶養手当及び退職手当を除く。)

(特別研究指導手当)

第21条

(管理職手当)

第21条の2

(住居手当)

第22条

(通勤手当)

第23条

(時間外勤務手当)

第24条

(期末手当)

第25条

(勤勉手当)

第26条

(単身赴任手当)

第27条

(同左)

(同左)

第20条

(同左)

第21条

(同左)

(同左)

第22条

(同左)

第22条の2

(同左)

第23条

(同左)

第24条

(同左)

第25条

(同左)

第26条

(同左)

第27条

(同左)

第28条

第5章 退職手当

(同左)

(退職手当)

(同左)

第28条

第29条

第6章 長期療養者の給与等

(同左)

(長期療養者の給与)

(同左)

第29条

第30条

(慶弔金等)

(同左)

第30条

第31条

第7章 給与の支給及び計算方法

(同左)

(給与の支給日及び支給期間)

(同左)

第31条

第32条

(給与の支払方法)

(同左)

第32条

第33条

(細 則)

(同左)

第33条

第34条

附 則

(同左)

(略)

(新設)

附 則

(新設)

(実施の時期)

(新設)

1 この規則の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

(新設)

(令和 年 月 日理事会会議) (第19条 (新設)、第19条の2 (新設)、第20条～第34条 (条番号の改正)、別表7-1、別表7-2 (新設))

商工会統一服務規程の一部改正（案）について

- 1 改正理由 ①商工会等職員の定年引上げ及び管理監督職上限年齢制の導入のため
 (第12条～第12条の5)
 ②男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置への対応を図るため
 (第26条)

2 改正内容等 新旧対照表のとおり

旧	新
服 務 規 程	(同左)
第1章 総 則	(同左)
(略)	
第2章 人 事	(同左)
第1節 人事権	(同左)
(略)	
第2節 採 用	(同左)
(略)	
第3節 出 向	(同左)
(略)	
第4節 休職及び復職	(同左)
(略)	
第5節 退職及び解雇	第5節 退職
(略)	
(新設)	<u>第6節 定年及び管理監督職勤務上限年齢制</u>
(定 年)	(同左)
第12条 職員は、満60歳に達した年度の末日をもって定年退職とする。	第12条 職員は、満65歳に達した年度の末日をもって定年退職とする。
(新設)	<u>2 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年については、次の表に掲げる期間の区分に応じ、前項中「65歳」を同表の右欄に掲げる字句とする。</u>

(新設)

ただし、定年に達した者であっても、定年到達後の雇用について希望する者が、岡山県商工会連合会再雇用に関する規程に定める基準を満たした場合は、再雇用するものとする。

(新設)

2 再雇用後の服務に関しては、辞令又は個別の労働条件通知書で通知するものとする。

3 任期付事務局長の採用等に関する規程は、別に定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

期 間	定年
令和5年4月1日から令和7年3月 31 日まで	61 歳
令和7年4月1日から令和9年3月 31 日まで	62 歳
令和9年4月1日から令和 11 年3月 31 日まで	63 歳
令和 11 年4月1日から令和 13 年3月 31 日まで	64 歳

3 第2項に規定する定年に達した者であっても、定年到達後の雇用について希望する者が、岡山県商工会連合会再雇用に関する規程に定める基準を満たした場合は、再雇用するものとする。

4 会長は、当分の間、職員（臨時的に任用される 職員その他の規程により任期を定めて任用される 職員を除く。以下この項において同じ。）が60歳に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60歳に達する日以後に 適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同 日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう 努めるものとする。

4 再雇用後の服務に関しては、辞令又は個別の労働条件通知書で通知するものとする。

5 任期付事務局長の採用等に関する規程は、別に定める。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第12条の2 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、役割等級制度における管理専門職能（経営指導員系4級、5級及び6級）に該当する職員とする。

(他の職能への降任を行うにあたっての遵守すべき基準)

第12条の5 任命権者は、他の職能への降任を行うにあたっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験に基づき、降任をしようとする職の役割等級表における等級定義（給与規程別表2）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任すること。

(新設)	<u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできるかぎり上位の職制上の段階に属する職に降任をすること。</u>
(新設)	<u>第7節 解雇</u>
(解 雇)	(同左)
(略)	
第3章 服 務	(同左)
第1節 服務心得	(同左)
(略)	
第2節 勤務時間	(同左)
(略)	
第3節 休日及び休暇	(同左)
(略)	
(特別休暇)	(同左)
第26条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別休暇を受けることができる。	
(1) 忌引きの場合	(同左)
① 父母、配偶者又は子が死亡したとき 7日以内	(同左)
② 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき 3日以内	(同左)
③ 前号に該当しない3等親以内の親族が 死亡したとき 2日以内	(同左)
(2) 結婚の場合	(同左)
① 本人 5日以内	(同左)
② 子 2日以内	(同左)
③ 兄弟姉妹 1日	(同左)
(3) 出産	(同左)
① 本人 産前6週間 (多胎妊娠の場合は、 14週間) 及び産後 8週間	(同左)

<p>② 妻（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を 含む。） 3日以内</p>	<p>(同左)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(4) 健康支援休暇</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>次の (A) から (D) に該当する場合に、それぞれ必要と認められる日又は時間</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(A) 生理休暇</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>生理日の勤務が著しく困難な女性職員の生理日の場合、2日を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間。(申請は所属長どまりとする。)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(B) 通院休暇</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>妊娠中又は出産の日後1年以内の女性職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年以内の場合はその間に1回(医師等の特別の指示があった場合にはいずれの期間についてもその指示された回数)。それぞれ正規の勤務時間の範囲内でその都度必要と認められる時間。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(C) 通勤緩和休暇</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>保健指導又は健康診査において、妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度その他の勤務事情が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間。妊娠中の女性職員の交通用具による通勤が母体の健康維持に重大な支障を与えることとなる場合には、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1時間を超えない範囲内で必要な時間。</u></p>

(新設)	(D) 妊娠障害休暇
(新設)	<u>妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが困難な場合、その妊娠の期間内において14日以内の日又は時間。つわりが病的に重く14日を超える場合は、医師の診断に基づいて病気休暇を取得することができる。なお、週休日を除いて6日以内の病気休暇であれば診断書の添付を省略できる。</u>
<u>(4) 生理 女子職員が請求した期間。ただし、2日を超える期間については、医師の証明等に基づき最少限度必要と認める日</u>	(削除)
(5) 公の職務	(同左)
労働基準法第7条に定める公の職務の執行のため（裁判員候補者として裁判所に出頭するとき、又は裁判員若しくは補充裁判員として裁判審理に参加するときを含む）、本人が請求したとき必要な時間又は日数	(同左)
(6) その他会長が必要と認めたとき会長が認めた日数	(同左)
第4節 出勤及び退出等	(同左)
(略)	
第5節 出張	(同左)
(略)	
第4章 給与	(同左)
(略)	
第5章 表彰及び懲戒	(同左)
(略)	
第6章 安全及び衛生	(同左)
(略)	
第7章 研修	(同左)
(略)	
第8章 雑則	(同左)
(略)	

附 則	(同左)
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	<u>(実施の時間)</u>
(新設)	<u>この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。</u>
(新設)	<u>(令和 年 月 日理事会議決) (第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第26条)</u>

作州津山商工会運営規約 会費徴収基準の一部改正（案）について

改正理由

決算申告相談やインボイス制度への対応を含め、年明け以降には記帳や税務指導をきっかけとした商工会への加入相談が見受けられている。商工会への加入については、理事会承認事項であることから、例年12月の理事会以降に加入申込された方の加入承認日は次の理事会が開催される3月後半となっている。

現行の会費徴収基準では、「会費の賦課は、前期（4月～9月）加入は全額、後期（10月～3月）加入は半額とする。」と明記されており、当該年度の加入期間が1週間程度であるにもかかわらず年会費の半額を納めるようになっており、適正な時期に加入推進を図る上で、徴収基準の見直しを図る必要があるため。

改正内容

作州津山商工会運営規約 別表2第4条会費徴収基準の改正

改正前

別表 2(第4条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1 会費徴収基準

〈基本割〉

会 員 区 分		金額 (円/年)
個人2人以下		7,000
個人3人以上		10,000
有限・合名・合資会社 株式会社(資本金1,000万円未満)・合同会社等		15,000
株式会社(資本金1,000万円以上)		20,000
定款会員	個人2人以下	7,000
	個人3人以上	10,000
	法人・団体等	20,000
特別会員	個人2人以下	7,000
	個人3人以上	10,000
	有限・合名・合資会社 株式会社(資本金1,000万円未満)・合同会社等	15,000
	株式会社(資本金1,000万円以上)	20,000

〈従業員規模割(法人への加算)〉

法人企業従業員規模	金額 (円/年)
従業員5人以下	加算なし
従業員6人以上10人以下	5,000
従業員11人以上20人以下	10,000
従業員21人以上30人以下	15,000
従業員31人以上	20,000

〈特別付加割〉(大型店等への特別割増)

区 分	金額 (円/年)
1口(1口以上)	10,000

※ 会費の賦課は、基本額と従業員規模割の合計額となる。

※ 会費の賦課は、前期(4月～9月)加入は全額、後期(10月～3月)加入は半額とする。

改正後

別表 2(第4条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1 会費徴収基準

〈基本割〉

会 員 区 分		金額 (円/年)
個人2人以下		7,000
個人3人以上		10,000
有限・合名・合資会社 株式会社(資本金1,000万円未満)・合同会社等		15,000
株式会社(資本金1,000万円以上)		20,000
定款会員	個人2人以下	7,000
	個人3人以上	10,000
	法人・団体等	20,000
特別会員	個人2人以下	7,000
	個人3人以上	10,000
	有限・合名・合資会社 株式会社(資本金1,000万円未満)・合同会社等	15,000
	株式会社(資本金1,000万円以上)	20,000

〈従業員規模割(法人への加算)〉

法人企業従業員規模	金額 (円/年)
従業員5人以下	加算なし
従業員6人以上10人以下	5,000
従業員11人以上20人以下	10,000
従業員21人以上30人以下	15,000
従業員31人以上	20,000

〈特別付加割〉(大型店等への特別割増)

区 分	金額 (円/年)
1口(1口以上)	10,000

※ 会費の賦課は、基本額と従業員規模割の合計額となる。

※ 年度途中加入者の会費の取り扱いについては以下表のとおりとする。

〈年度途中加入者の場合〉

加入日	会費賦課割合
4月～6月	当該年度会費の100%
7月～9月	当該年度会費の50%
10月～12月	当該年度会費の25%
1月～3月	次年度より会費賦課

令和 5 年作州津山商工会役員研修企画案

1. 日 程：令和 5 年 7 月 5 日（水）・6 日（木） 一泊二日
2. 研 修 先：鳥取県
3. 宿泊先：羽合温泉「望湖楼」
4. 参加最大人数：37 人（役員 35 人＋職員 2 人）
5. 予算：85 万円（実参加人数 20 人～25 人見込み）
6. 旅 程：別紙行程表
7. 参加募集：5 月中

御旅行行程表

作州津山商工会 様

コース名：羽合温泉

方面：山陰

行旅誌No. 54331
作成日：2023/06/12

期日・日程	2023年7月5日(木) 1泊2日
大人	25名
小人	0名
合計	25名

日次	片口	行程	宿泊施設
1	7月5日(木)	出発 集合 集合 集合 集合 集合 集合 加茂支所 勝北支所 余蔵支所 久米支所 道の駅奥津温泉 自吉の土蔵群 08:30 08:50 09:00 10:00 10:50 11:10 12:00 14:00 観光 観光 二十世紀栗記念館[なっご館] 三徳山三徳寺投入堂(下より見学) 14:05 15:00 15:30 15:50 宿泊 宿泊 羽合温泉 望海楼 16:30	宿泊施設
	7月6日(木)	望海楼 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 08:00 09:10 10:10 10:30 11:00 11:20 11:40 11:40 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 観光 為取海浜市場 かるいち 賀露 南堀内 鳥取IC 智頭IC 奈落支所 12:00 13:00 14:00 15:10	望海楼

バス 1台 乗車 25名 料金 27,000円

岡山県津山観光バス株式会社 津山旅行センター
〒708-0801 岡山県津山市南町1-102
TEL:0868-24-8409 FAX:0868-24-2557
責任者 有本 昌生
同内旅行業務取扱責任者 田淵 良子
担当者 田淵 良子

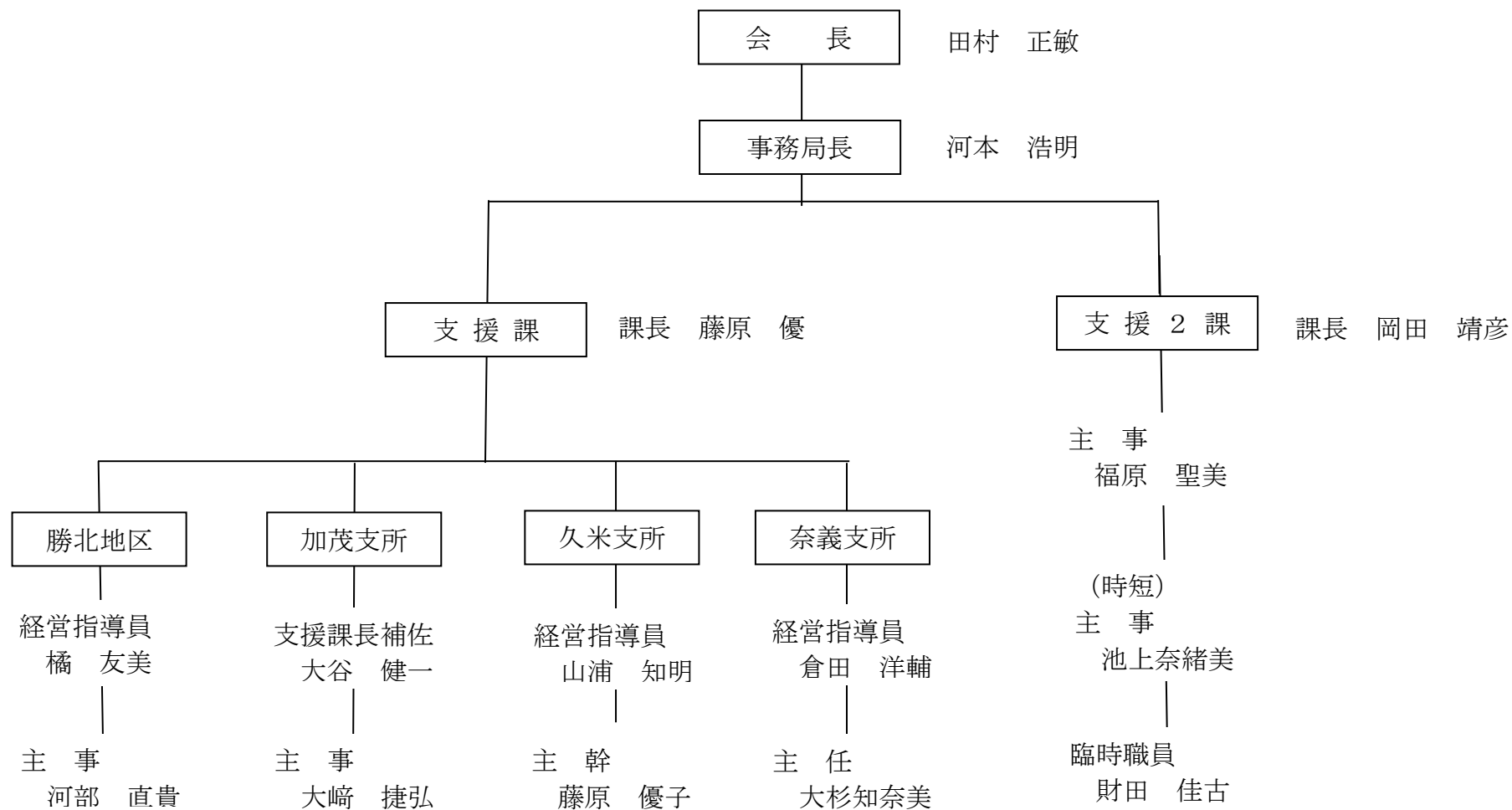
1. 作州津山商工会から転出する職員

職名	指導員	主事
氏名	武縄 奨	郷原 悠
異動先商工会等	総社吉備路商工会	3/31依願退職

2. 作州津山商工会へ出向する職員

異動元商工会等	県連	久米郡商工会
職名	指導員	主任職員
氏名	橘 友美	大杉知奈美
備考	勝北支所	奈義支所

作州津山商工会事務局機構図 (令和5年4月1日現在)



令和 4 年度 事業計画書

1. ポストコロナに向けた事業者への支援・・・重点事業

- ポストコロナに向けた「業績回復」と「事業機会獲得」への支援
 - ・計画作成からフォローアップまでのPDC Aサイクルによる支援
 - ・商品開発・販路開拓による事業機会獲得の支援
 - ・地域経済動向の調査・分析と施策要望
- ポストコロナに向けた環境整備・再起の支援
 - ・地域消費喚起対策「プレミアム商品券」の発行
 - ・DX推進に向けたIT化を活用した業務効率化の支援
 - ・インボイス制度への対応支援

2. 経営環境に対応するための事業継続力・リスクマネジメント強化・・・重点事業

- 感染症・災害に対応する事業継続計画「BCP」策定支援
 - ・業種に応じた事業継続力強化計画の作成支援
 - ・様々なリスクに対応した組織作りの支援
- リスクマネジメント力の向上のための共済推進
 - ・共済を利用した全方位型の支援

3. 小規模事業者への伴走支援による「稼ぐ力」の強化・・・重点事業

- 第2期経営発達支援計画の実施
 - ・伴走型小規模事業者支援推進事業の実施
 - ・市場分析、景気動向調査結果の実施と公表
 - ・経営状況シートによる経営分析の実施
 - ・伴走支援によるフォローアップの実施
- 経営計画作成による伴走型支援の推進
 - ・経営革新計画策定、補助金申請等の支援
 - ・事業承継診断、事業承継計画の策定支援
 - ・後継人材の育成と創業支援の実施
 - ・オンラインを活用した新たな販路開拓支援

経営改善普及事業

○経営支援の実施

- ・経営・事業承継・創業・金融・税務・情報化・労働・取引・リスクマネジメントに係る基礎的な経営支援
- ・各種相談会・専門家派遣の実施

(1) 基礎的経営支援

- ・経営分析、計画策定、フォローアップなど経営全般の支援
- ・経営革新計画、経営力向上計画、先端設備導入計画などの策定支援
- ・経営改善計画、事業再開計画の策定支援
- ・ものづくり補助金、持続化補助金申請に繋がる計画策定支援
- ・6次産業化事業計画、各省庁の補助金申請に繋がる計画策定支援

(2) 事業承継及び創業の推進支援

- ・津山市・奈義町と一体になった特定創業支援事業の実施
- ・各種補助金等を活用した事業承継の円滑化
- ・事業承継計画・創業計画の策定支援

(3) 金融支援

- ・日本政策金融公庫、岡山県信用保証協会等と連携した支援
- ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経資金）の推進
- ・各金融機関、行政と連携した融資制度等への斡旋

(4) 税務・経理支援

- ・インボイス制度の周知と導入支援
- ・青色申告等の決算及び申告に関する指導
- ・「小規模支援システム」MOMOによる記帳代行の実施
- ・津山税務署及び中国税理士会津山支部と連携した支援

(5) 情報化支援

- ・ITの利活用による生産性向上支援
- ・ITベンダーとの連携によるネットワーク・インフラ整備の支援
- ・企業情報の発信システム（GOOPE）導入支援

(6) 労働支援

- ・労働保険・各種助成金に関する情報提供及び基礎的支援
- ・労働保険事務組合による事務代行

(7) 取引支援

- ・国内の物産展・商談会の出展による販路拡大支援
- ・海外展開のための物産展等の参加に係る販路拡大支援
- ・取引企業の信用調査と情報提供（帝国データバンク・東京商工リサーチ等）

(8) リスクマネジメント支援

- ・商工貯蓄共済・会員福祉共済の推進
- ・企業共済、中退共、倒産防止共済の推進
- ・BCPに係る各種共済制度の推進

地域及び地域経済の持続的発展支援

○作州津山商工会 事業継続力強化支援計画の実施

- ・事業継続力強化計画認定に向けた支援体制の構築
- ・災害リスクに対する情報発信と情報網の整備
- ・関係機関との情報共有による連携強化

○販路開拓支援事業の実施

- ・地域内需要獲得講習会の実施
- ・県連主催「オールおかやま」商工会マルシェへの参加
- ・各種物産展・商談会等への参加

○行政（津山市・奈義町）、関係機関との交流、協調

- ・行政等への意見具申・陳情

- ・行政との座談会の実施
- ・美作国商工団体連絡協議会への協力

商工会組織力強化と支援体制の整備

○「商工会のあり方」指針に基づく体制構築と取り組み

- ・デジタル化社会に対応したネットワーク体制の構築
- ・自主財源確保による財政力の強化

○会員加入推進による組織力強化

- ・商工会活動浸透率の向上のため非会員への定期訪問の実施
- ・地域内事業所の情報収集と状況調査の実施

○会員相互の連携強化

- ・会員親睦事業の実施
- ・会員交流ゴルフ大会の実施

次代を担う地域人材の育成（青年部・女性部）

- ・提案公募型事業の企画・実施
- ・ビジネスコミュニティ型補助金の申請・実施
- ・資質向上に係る講習会・研修会の実施
- ・部員相互の親睦・交流活動の実施

商業振興事業（商業部会）

- ・地域経済活性化のための共通商品券「はばたき」の発行と運用
- ・商品券「はばたき」HPの整備と運用
- ・視察研修（物産展等）
- ・地域製品の育成（さんさん晴れのめぐみ商品認証等）

工業振興事業（工業部会）

- ・「地域課題解決」事業の実施
- ・津山市空き家対策事業への協力
- ・管内工業事業者の相互交流及び情報交換の推進
- ・視察研修（工業展等）

観光振興事業

- ・管内で実施される観光関連事業への協力
- ・行政・観光協会との協力・協調

情報化推進事業

- ・小規模支援システムの活用強化
- ・SMSを利用した会員情報網の構築
- ・経営計画作成動画の作成と活用
- ・WEBを活用した講習会・相談会の実施

広報活動事業

- ・会報「商工会だより」の発行 7月、12月
- ・商工会の日（6月10日）PRチラシの発行
- ・作州津山商工会HPの整備と運用

令和4年度 作州津山商工会組織目標

■ は特別報奨対象項目

実施内容	目 標	実 績 R5.3.20現在	達成率	備 考
組織率 %	65	62.7	96.3%	R5.1時点
巡回件数 数	3,400	3,421	100.6%	
巡回率(活動浸透率) %	100	100	100.0%	
経営革新計画 件	4	7	175.0%	
各種補助金(事業完了) 件	36	0	0.0%	小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、再構築補助金ほか
事業継続力強化計画等 件	24	13	54.2%	事業継続力強化計画、経営力向上計画、先端設備投入計画
事業承継診断等 件	71	85	119.7%	事業承継診断、Co派遣、経営者保証解除、承継計画、創業支援
マル経融資 件	36	31	86.1%	
会員加入推進(純増) 件	15	4	26.7%	
記帳代行 件	6	8	133.3%	
貯蓄共済 口	90	22	24.4%	
福祉共済 口	30	35	116.7%	
国の三共済 口	20	8	40.0%	小規模企業共済、倒産防止共済、中退共

商工会基盤強化方針に係る 令和4年度取り組み結果について

結 果	令和4年度計画
1. 会費について	
再三の催告に応じない会費未納者に対して定款にしたがい会員権停止及び除名処分を視野に入れた対応方針を作成した。令和4年度分は完納予定である。	口座振替を推進するとともに、再三の催告に応じない会費未納者については、弁護士と協議しながら退会を促すなどの対応を行う。
2. 法人会について	
近隣商工会のように1商工会1法人の受託事業に向け、令和4年度で調整した結果、令和5年度5月に4支部が合併した新支部の設立をすることが決定した。	年々会員数も減少しており、商工会合併後も4支部のままの受託事業であるので、他団体ではあるが合併や活動の整理など合理化を支援する。
3. 総代定数について	
美作ブロック商工会内で最大人数であり見直しの結果、令和4年度総代会において総代定数を令和5年度から102人とする定款改正の決議が行われた。	商工会合併当時の人数であることから、他の商工会の状況を調査し、新体制の役員で今後の総代人数について協議する。
4. 役員定数について	
合併後の役員数は商工会法に規定する上限35人のままであり、会員数が減少していることを踏まえ、定数を31人とする改正案を理事会で協議した。	令和3年3月23日付け理事会で議決した商工会基盤・機能強化検討会議実施計画に基づき、商工会合併後における役員定数の適正化を行う。

商工会基盤強化方針に係る 令和3年度取り組み結果について

結 果	令和3年度計画
1. 部会について	
3月の理事会で決定された工業部会、商業部会の役員構成人数（各9名）に再編し、新たな体制でスタートした。	商工会運営指針及び12月理事会中間報告に基づき、三役、正副代表者会議で（案）を作成し、新たな組織運営を図る。
2. 委員会について	
3つの委員会を1つに集約し、3月の理事会で決定された役員構成人数（14人）に再編し、新たな体制でスタートした。	商工会運営指針及び12月理事会中間報告に基づき、三役、正副代表者会議で（案）を作成し、新たな組織運営を図る。
3. 会費について	
口座振替が徐々に浸透し現金でのやり取りが少なくなるとともに、複数年未納会費も納入され滞納会員はゼロとなった。	口座振替を推進するとともに、複数年の会費未納者については、弁護士と協議しながら退会を促すなどの対応を行う。
4. 費用弁償について	
費用弁償は全て4,000円としたが、理事会開催会場はコロナ禍のため感染対策がとられた津山鶴山ホテルでの開催となった。	全ての費用弁償を美作ブロック商工会の平均値である4,000円に統一するとともに、理事会の本部開催を原則とする。
5. 青色申告会について	
旧商工会単位のままであった支部が合併し、会員と税務署との関係熟成に向け、新たな体制でスタートした。	役員の高齢化が進んでおり、支部の合併や役員の世代交代への取り組みを支援する。
6. 法人会について	
近隣商工会のように1商工会1法人の受託事業に向け、令和4年度で調整し令和5年度での合併の方針が協議会で決定された。	年々会員数も減少しており、商工会合併後も4支部のままの受託事業であるので、他団体ではあるが合併や活動の整理など合理化を支援する。
7. 事業運営について	
旧久米町商工会時代からそのままに活動していた団体を見直し、同組織が久米地区運営会議に統合された。	急速な社会構造の変化に伴う高度化、多様化するニーズに対応するため、従来の事業運営、管理体制を見直し事務の効率化を図る。
8. 総代定数について	
美作ブロック商工会内で最大人数であり見直しの結果、各地区法定会員人数割とし次回総代数計102人で調整した。	商工会合併当時の人数であることから、他の商工会の状況を調査し、新体制の役員で今後の総代人数について協議する。
9. 予算編成について	
12月に部会、委員会を開催し事業計画が検討され、3月に三役と正副代表理事による新年度事業への打合せが行われた。	1月の三役会に、部会、委員会の新年度事業の予算要求を行うとともに、3月に三役及び正副代表理事の新年度打合せを行う。
10. 情報伝達について	
会員への迅速な情報アイテムとして、SMSの活用を開始し、他商工会に先駆けた新たな情報伝達手段を構築した。	コロナ禍で急変する社会情勢に対応した情報伝達手段を構築するとともに、情報の速達化を模索する。

任期満了に伴う総代の改選について

【改選】

- 1) 総代の任期（3年）が令和5年3月31日で満了となります。
（後任が就任するまでは、総代としての職務は継続）
- 2) 総代の定数は102名となります。
（勝北27名、加茂・阿波21名、久米27名、奈義27名）
- 3) 選考方法は、推薦・互選・立候補があります。
- 4) 商工会運営指針には、総代選挙をいつ、どこで行うかは商工会法で定められておらず実状に応じてとありますが、住所や事業の種類等公平にという趣旨に適合する必要があります。
- 5) 総代選任については、前回から地区運営会議に委ねています。（予算も付与）
- 6) 公告や会長への選挙録提出などの事務は今までどおり行います。
- 7) 総代会への本人出席率50%以上を達成する必要があります。そこで、総代会へ出席できそうな総代を選出しやすくするために、今回から各地区において3~4つ程度の地域に分け、その地域から総代を選出することを想定しています。
- 8) 令和6年には役員改選を控えており、その点も視野に入れてください。

【選任】

- 1) 令和5年3月31日（金）＝本部・各支所に総代選出の公告掲示
- 2) 令和5年4月10日（月）まで＝地区ごとに総代選考（推薦・互選・立候補）
- 3) 令和5年4月14日（金）まで＝地区運営会議で決定（就任承諾書・選挙録・総代名簿作成、提出）
- 4) 令和5年5月16日（火）＝ 総代会

作州津山商工会通常総代会総代本人出席者数・出席率

区分 地区 総代定数	R 3 総代本人 出席者数 (本人出席率)	R 4 総代本人 出席者数 (本人出席率)	R 5 総代定数
勝 北 (33人)	17人 (52%)	14人 (42%)	(27人)
加茂・阿波 (31人)	12人 (39%)	14人 (45%)	(21人)
久 米 (40人)	17人 (43%)	17人 (43%)	(27人)
奈 義 (40人)	11人 (28%)	7人 (18%)	(27人)
合 計 (144人)	57人 (40%)	52人 (36%)	(102人)

令和5年度津山市及び奈義町の補助金内示について

○津山市当初予算額

- ・経済振興対策事業補助金：16,886,000円
(令和4年度：16,886,000円)

○奈義町当初予算額

- ・商工会補助金：5,500,000円
(令和3年度：5,500,000円)